

2026年1月6日

重要事項説明書

(指定介護老人福祉施設サービス)

サービス提供開始にあたり、当事業者が説明すべき事項は次のとおりです。

1 指定介護老人福祉施設サービスを提供する事業者について

名称	社会福祉法人敬友会
所在地	岡山市南区東畦768
種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 橋本俊明
電話番号	086-250-2000

2 入所者に対するサービス提供を実施する施設について

名称	特別養護老人ホーム 共生苑
所在地	岡山市南区東畦768
管理者(施設長)名	内藤 紀人
電話番号	086-281-6866
FAX 番号	086-281-6877

3 当施設で実施する事業

事業の種類	入所定員
指定介護老人福祉施設	50人

4 事業の目的と運営の目的

事業の目的	この事業は、介護保険法関係法令の定めるところにより、要介護状態にあるご入所者に対し、適正な介護を提供することを目的とします。
施設運営の方針	当施設にあたっては、ご入所者が要介護状態等になり、自宅での日常生活が困難であると判断した場合に入所を認め、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、ご入所者の心身の機能維持並びに、ご入所者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減に努めます。

5 施設の概要

敷地	2975.04㎡	
建物	構造	鉄筋コンクリート造4階建(耐火建築)
	延べ床面積	5518.97㎡ (介護予防)短期入所生活介護、ケアハウス、デイサービス、を含む)
	利用定員	50名

(1) 居室

居室の種類	室数	面積	1人あたりの面積
個室	4室	14.40㎡	14.40㎡
2人部屋	1室	22.80㎡	11.40㎡
4人部屋	16室	38.50㎡	9.63㎡

(2) 主な設備

設備の種類	面積
食堂	149.5㎡
機能訓練室	66.5㎡
一般浴室	59.60㎡
機械浴室	51.2㎡

6 職員体制（主たる職員）

従業者の職種	員数 (基準)	員数 (実数)	区分				職務内容
			常勤		非常勤		
			専従	兼務	専従	兼務	
管理者（施設長）	1	1	1				当施設の業務を統括する。
生活相談員	1	1	1				ご入所者の生活指導、面接、身上調査並びに入所者の処遇の企画及び実施に関する援助を行ないます。
介護支援専門員	1	1	1				ご入所者のニーズや状態に沿った個別介護計画を作成し、随時の確認、見直しを行ないます。
介護職員	17	20	20				介護計画に基づき、ご入所者の日常生活の介助、指導及び援助を行ないます。
看護職員	2	2	2				ご入所者の健康状態を把握しながら服薬管理、受診援助を中心とした看護・介護、指導及び援助を行ないます。
機能訓練指導員	1	1				1	ご入所者の機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練及び指導を行ないます。
医師	1	1				1	必要に応じて健康保持のための適切な措置を行ない、ご入所者の健康管理を行ないます。

管理栄養士	1	1	1				献立作成、栄養量計算及び給食記録、調理員の指導等給食業務全般並びにご入所者の栄養指導を行ないます。
-------	---	---	---	--	--	--	---

7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	
管理者（施設長）	正規の勤務時間帯	9：00～18：00 常勤で勤務
生活相談員	正規の勤務時間帯	9：00～18：00 常勤で勤務
介護支援専門員	正規の勤務時間帯	9：00～18：00 常勤で勤務
介護職員	早出	6：00～15：00 6：30～15：30
	遅出	11：00～20：00 11：30～20：30
	夜勤	16：00～10：00（2名）
看護職員	早出	8：00～17：00
	日勤	9：00～18：00
機能訓練指導員	9：00～18：00	
医師	◎松尾 則行（内科・消化器）	週2回
管理栄養士	8：00～17：00	
当直	21：00～6：00	

8 サービスの概要

（1）介護保険給付サービス

介護保険給付内で行われるサービス内容です。

種類	内容
食事	管理栄養士の立てる献立表により、栄養とご入所者の身体状況に配慮した食事を提供します。 食事は、できるだけ離床して、食堂でとっていただけるよう配慮します。 （食事時間） 朝食 7：00～ 昼食 11：00～ 夕食 17：00～
排泄	ご入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴	・年間を通じて週2回の入浴または清拭を行います。 状態に合わせた入浴対応を行います。
離床・着替え・整容等	・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・尊厳を大切に、適切な整容が行われるよう援助を行います。 シーツ交換は、週1回実施します。（シーツ汚染があった場合は随時交換します）
機能訓練	機能訓練指導員によるご入所者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・配置医師により定期的に診察日を設けて健康管理に努めます。 ・緊急等必要な場合には協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。 ・ご入所者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてできるだけ配慮します。 (当施設の配置医師) ◎氏名：松尾 則行 所属病院：こうなんクリニック (Tel 086-282-7122)
相談及び援助 行政手続の代行	<p>当施設は、ご入所者及びご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。また、ご相談に応じて行政手続も代行して行います。 (相談窓口) 菅野 崇 初岡 広貴</p>
社会生活上の便宜	<p>当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラブ活動（お花・書道・歌・料理など） ・行政機関に対する手続きが必要な場合には、ご入所者及びご家族の状況によって代行します。

(2) 介護保険給付外サービス

介護保険で給付されない当施設独自のサービスです

サービスの種別	内 容
理容・美容	理容師の出張による理髪サービスをご利用頂けます。
日常生活品の購入代行	ご入所者及びご家族が自ら購入が困難である場合は、当施設の購入代行サービスをご利用いただけます。
医療保険負担の立替	ご入所者及びご家族が自ら支払い困難な場合は、事情を考慮した上で、病院の受診料等の一時立替払いサービスをご利用いただけます。

9 利用料

(1) 法定給付

区 分	内 容
法定代理受領の場合	介護報酬の告示上の額で別紙料金表を参照 (介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額)
法定代理受領でない場合	介護報酬の告示上の額 (施設介護サービスの基準額 (10割))

(2) 法定外給付

区 分	内 容
食事に要する費用	当施設における食材料費及び調理にかかる費用を基に算定し、国の示した基準額に沿って設定しています。 1日あたり 1,445円 ※但し、食費につきましては、介護保険負担限度額の適用を受けておられる方は、認定証に記載された額が1日あたりの食費となります。
居住に要する費用	当施設における建設費用（修繕・維持費を含む）、光熱水費を基に算定し、国の示した基準額に沿って設定しています。 個室（1人部屋） 1231円（1日あたり） 多床室（4人部屋） 915円（1日あたり） ※但し、居住費につきましては、介護保険負担限度額の適用を受けておられる方は、認定証に記載された額が1日あたりの居住費となります。
理容サービス	理容サービス 実費 ※サービス内容を細分化している場合（洗顔、洗髪、顔そり、カット等）は、項目毎に金額を定める場合があります。
日常生活品の購入代行サービス	ご相談の上、購入依頼のあった品物を購入するのに要した金額の実費を立て替え致します。
医療保険負担の立替払いサービス	医療費（自己負担相当額）の立て替えも致します。

(3) 支払い方法

<p>お支払い方法は当施設契約書に記載の通り、ご利用の翌月10日に請求書を発送し、預金口座振替の方法で引落をさせていただきます。 尚、領収書は、引落完了後の翌月10日の請求時に同封して発送します。</p>
--

10 苦情等申立先

苦情相談窓口	<p>苦情受付担当者 生活相談員：菅野 崇（主任） 苦情解決責任者 管理者：内藤 紀人 ご利用時間 月曜日～金曜日：午前9時～午後6時 （祝日及び12月30日～1月3日は除く） ご利用方法 電話 086-281-6866 ※苦情の申し出の際には、誠意をもって対応させていただきます。 ※これによってご入所者様に対して、いかなる差別的な取り扱いも致しません。</p>
--------	--

法人本部	<p>お客様相談室 受付方法 電話 : 086-250-2000 (代) 9:00~18:00 月~金 (祝日、12/30~1/3 除く)</p> <p>メール : customer-s@keiyuu-kai.or.jp 手紙 : 〒701-0211 岡山市南区東畦768 社会福祉法人敬友会「お客様相談室」</p>
第三者委員	<p>弁護士 濱田 弘 (弁護士法人 あおば中央法律事務所) 電話 : 086-697-6616</p>
岡山県国民健康保険 団体連合会	<p>住 所 : 岡山市北区桑田町17番5号 電 話 : 086-223-8811 F A X : 086-223-9109 岡山県国民健康保険団体連合会 : 介護110番ホームページ (okayama-kokuhoren.com) ※岡山県の介護保険給付処理を行う機関です。</p>
岡山市事業者指導課 施設係	<p>住 所 : 岡山市北区大供3丁目1-18 KSB会館4階 電 話 : 086-212-1014 F A X : 086-221-3010 ※ 岡山市の介護保険に関する苦情・相談を受け付ける部署 です。</p>

利用者の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況

アンケート調査、意見箱等利用者の意見を把握する取り組み	あり
第三者評価の実施	なし
結果の公表	なし

1.1 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 自由会 岡山光南病院
所在地	岡山市南区東畦767-3
電話番号	086-282-0555

医療機関の名称	岡山市立 せのお病院
所在地	岡山市南区妹尾850
電話番号	086-282-1211

医療機関の名称	重井医学研究所附属病院
所在地	岡山市南区山田2117
電話番号	086-282-5360

医療機関の名称	医療法人 ゆたか わたなべ歯科クリニック
所在地	岡山市南区東畦 1 1 2 - 1 0
電話番号	0 8 6 - 2 8 1 - 0 2 0 1
診療科	歯科

1 2 緊急時等における対応

施設サービス実施中に入所者の身体状況の急変、その他緊急事態が生じた場合には、速やかに配置医師に連絡を行うなどの必要な措置を講ずるとともに、入所者があらかじめ指定する連絡先にも連絡を行います。

1 3 事故発生の防止及び発生時の対応

- 1 施設は、事故の発生又はその再発を防止する為次の措置を講じます。
 - 一 事故が発生した場合の対応・報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備を行います。
 - 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備を行います。
 - 三 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的を実施します。
- 2 施設は、ご入所者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご入所者のご家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- 3 施設は、ご入所者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行います。
- 4 施設は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入しています。

1 4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画・防災計画に則り対応を行います。 近隣のケアハウスパラジェネシス、南岡山ナーシングホームと相互協力体制にあります。	
平常時の訓練	別途定める消防計画に則り年 2 回夜間及び昼間を想定した避難訓練、防災計画による訓練を年 1 回ご入所者も参加して実施します。	
防災設備	設置設備名称	
	スプリンクラー	防火扉・シャッター
	避難階段	屋内消火栓
	自動火災報知機	非常通報装置
	誘導灯	漏電火災報知機
	ガス漏れ報知機	非常用電源
	カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しております。	

15 身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行なう場合の手続

施設は、指定介護老人福祉施設サービスの提供に当たっては、当該ご入所者又は他のご入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他ご入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、ご入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

* 「緊急やむを得ない状況」とは、以下の条件を全て満たすものとなります。

- 一 切迫性：本人又は他のご入所者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- 二 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- 三 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

16 虐待防止のための措置に関する事項

- 1 施設は、ご入所者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講じます。
 - 一 虐待の発生又はその再発を防止するための委員会を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
 - 二 虐待の発生又はその再発を防止するための指針の整備を行います。
 - 三 虐待の発生又はその再発を防止するための責任者：内藤 紀人
 - 四 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。
 - 五 その他虐待防止のために必要な措置を講じます。
- 2 施設は、指定介護老人福祉施設サービスの提供に当たり、当該施設従業者又は養護者（ご入所者のご家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する義務があります。

17 成年後見制度の活用支援

施設は、ご入所者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行います。

18 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	面会時間 9：00～17：00 来訪・面会者は面会時間を遵守し、1階事務所窓口の面会者名簿への記入をお願いします。
外出・外泊	外泊：当施設外で宿泊することができますが、 宿泊開始の7日前までに施設に届け出て下さい。 ※7日間以上の外泊される場合はご相談させて下さい。 外出：必ず行き先と帰宅時間を事前に施設に届け出て下さい。
居室・設備・器具の利用	当施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従いご利用下さい。 故意に施設設備を破損された場合は、賠償していただきます。

金品等の管理	ご入所者持ちの金品等の管理について、当施設では責任を負いかねます。特に現金は日常生活に必要な最小限度の額として、ご入所者、ご家族で責任を持って管理して下さい。
機関紙等への掲載	当施設機関紙、月便り等に、記事及び写真等の掲載を拒否される方は、随時お申し出下さい。
喫煙・飲酒	喫煙場所は設けていませんので、控えて頂くようご協力をお願いします。 飲酒は可能です。回数や量については、相談させていただきます。
迷惑行為等	騒音等其他のご入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
個人情報に関する事項	<p>個人情報に関しましては、守秘義務（責任）及び個人情報保護法に則って管理しておりますが、当施設におけるサービスの提供を行うにあたり、下記事項において関係機関との間でご入所者及びご家族に関して最低限度の情報交換を行う事がありますのでご了承下さい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「要介護認定情報申請書」による、市町村からの資料請求及び代理手続きを行う場合 2 市町村等への情報提供及び情報請求があった場合 3 緊急時の医療機関への情報提供が必要な場合 <p>※ 上記事項につき請求した情報及び資料に関しては、当施設の職員服務規程及び守秘義務により保護されています。</p>
宗教・政治活動	当施設内で他のご入所者に対する宗教・政治活動はご遠慮下さい。

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

(説明日) 西暦 年 月 日

指定介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム共生苑

管理者 内藤 紀人 印

説明者職員名 印

私とその家族は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

又、重要事項説明書 18 項個人情報に関する事項にある本人及び本人の家族等の個人情報の使用について同意します。

(同意日) 西暦 年 月 日

ご入所者氏名 印

住所

代筆者氏名 印

住所

続柄

理由

ご家族等氏名 印

住所

続柄